

令和6年第13回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年11月20日(水) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

船田 浩
佐藤 和美
照井 睦子
小原 紀実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	澤藤 樹史
総務課長	石川 貴洋
学校教育課長	中村 隆一
文化財課長	佐藤 康浩
学校給食センター所長	伊藤 泰樹
中央図書館館長	菅野 勝文
博物館館長	渋谷 洋祐
鬼の館館長	後藤 幸生

(2) まちづくり部

まちづくり部長	鈴木 善一
生涯学習文化課長	児玉 康宏
スポーツ推進課長	小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長	高橋 晋
子育て支援課長	久保田 達夫

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の協議3件が原案のとおり承認された。

協議第12号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例の一部を改正する条例について

協議第13号 北上市学校給食費規則の一部を改正する規則について

協議第14号 北上市公印規程の一部を改正する訓令について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和6年第13回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は4人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

協議第12号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第12号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例の一部を改正する条例について、協議の理由を申し上げます。

食材費の高騰により、現行の金額では適正な主食及び副食の提供が困難であることから、主食費及び副食費を増額しようとするものである。

なお、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議第12号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

南部学校給食センター長 改定に至る背景としては、食材価格の高騰に対し、国の交付金を活用して給食費等を据え置いて対応しているところではあります。物価水準が戻る見通しが無いため、来年度から給食費の値上げを行うものとなります。

改定内容としては、中学校においては310円を385円に、小学校においては260円を323円に、公立幼稚園においては240円を277円に、それぞれ改定するものとなります。

給食費等の値上げに係る保護者徴収額の対応については、小中学校、公立幼稚園、保育園について、令和7年度の給食費等の差額は公費負担とすることとしております。ただし、教職員等は公費負担の対象から除くこととしております。

なお、令和7年度の交付費負担に係る予算額は、全施設合計で約9,200万円となります。

今後のスケジュールとしては、本日の教育委員会定例会を経て、保護者へ周知し、令和7年4月から施行する予定としております。

子育て支援課長 公立幼稚園・保育園における副食費等の改定の詳細についてですが、国が公定価格を定める施設型給付費等のうち、副食費相当額となる「副食費徴収免除加算」について、令和5・6年度と2年連続で増額改定されており、その結果、現在の当市の副食費は公定価格と乖離した金額となっております。

このことを受け、令和7年度から、副食費を公定価格に応じて増額改定すると共に、主食費に関しても、公定価格が存在しないことから、学校給食センターによる算出に基づき増額改定するものとなります。

改定の適用範囲は市立幼稚園及び保育園となり、改定内容については、幼稚園副食費においては1食当たり220円を1食当たり240円に、同主食費においては1食当たり20円を1食当たり37円に、保育園副食費においては月額4,500円を月額4,800円に、それぞれ改定するものとなります。

なお、公立保育園の主食費が無い理由としては、各家庭から保育園へ主食を持参いただいているためとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

佐藤 和美 委員 今回の改正に係り、価格高騰等の影響から給食費を値上げすることは致し方ないと捉えております。

ただし、先日、開催された総合教育会議においても、市の子育て支援に係る満足度が低い理由として、市の子育て施策が周知されていない点が挙げられておりました。令和7年度は、市の子育て支援施策として、給食費の値上げ分を公費負担する旨、周知する必要があるかと思われま。

南部学校給食センター長 ご意見のとおり、周知を図りたいと思います。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第12号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第12号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、協議第13号「北上市学校給食費規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。南部学校給食センター長。

南部学校給食センター長

ただいま上程になりました協議案件第13号北上市学校給食費規則の一部を改正する規則について、協議の理由を申し上げます。

近年の物価高騰から、学校給食等の食材費も高騰しており、国の交付金を活用して給食費等を据え置いておりましたが、安全安心で栄養バランスの取れた給食の提供が難しい状況にあるため、給食費等を値上げしようとするものです。

施行日は令和7年4月1日とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第13号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より、「無し」との発言あり)

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第13号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第13号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、協議第14号「北上市公印規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 ただいま上程になりました協議第14号北上市公印規程の一部を改正する訓令について、協議の理由を申し上げます。

この訓令は、情報システムによる北上市体育施設規則に基づく北上市体育施設使用許可書その他の文書用の公印を新たに保有するための規定を加えようとするものであります。

なお、施行日は令和6年12月1日とするものであります。ただし、北上市体育施設規則が北上市スポーツ施設規則へ令和7年4月に名称変更することから、同名称変更に関する改正部分は、令和7年4月1日から施行するものであります。

よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議第14号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長 これまで紙媒体により申請及び許可しておりました体育施設使用を電子システムにて対応することに変更するため、この電子システムにて使用する電子印を登録しようとするものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第14号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第14号は、原案のとおり

承認することに決定いたしました。

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時25分)

議録作成者 教育長 船 田 浩

令和6年11月20日